坂出市立中学校 部活動方針

坂出市教育委員会 (令和元年10月)

はじめに

このたび策定する「坂出市立中学校部活動方針」(以下、「部活動方針」という。)は、 香川県部活動ガイドライン【中学校版】を受けて、坂出市立中学校が「学校における部活動 方針」を策定する際に参考とするためのものである。

中学校における部活動は、学校教育の一環として行われており、スポーツや文化、科学等に関心をもつ生徒によって組織され、その楽しさや喜びを味わったり、学級や学年を離れて仲間や教員等と密接に触れ合ったりすることにより、自主性、自発性、協調性、責任感、連帯感を育成するとともに、豊かな学校生活を経験することができる教育的に価値ある活動である。

各中学校においては、生徒の心身のバランスのとれた健全な成長と、明るい学校生活を保障するとともに、教員の負担が過度にならないことにも十分配慮しながら、持続可能な部活動の指導・運営に係る体制整備の推進を図るものとする。

なお、「部活動方針」は、運動部活動及び文化部活動の共通方針であり、国や県の動向を 踏まえつつ、学校の実情等を考慮しながら適宜改定するものである。

1 学校教育の一環としての部活動

- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにする。
- スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。
- 生徒のバランスのとれた心身の成長と明るい学校生活を保障するとともに、学校に対する生徒や保護者、地域の信頼感をより高める。
- 関係者の理解と協力のもと、生徒の視点に立った部活動運営を行う。

2 適切な部活動の運営

- (1) 生徒の個性の尊重と柔軟な運営
- 部活動は、教員や部活動指導員等の指導の下、生徒が自主的・自発的に活動を組織し、 展開する活動である。指導者は、個々の生徒の個性や特性を把握し、理解し、その願い に応えられるよう努める。
- 各部活動における指導の責任者(以下「部顧問」という。)等は、生徒の健康・安全 への配慮など適切な支援に努める。

(2) 生徒のバランスのとれた生活の確保と効果的な活動計画の作成

- 部活動の実施に当たっては、生徒自身の健康状態や生活・学習状況に留意する。
- より効果的な練習方法や活動内容の工夫等を行い、休養日や活動時間を適切に設定しながら指導を行う。
- 生徒や保護者が活動に見通しをもつことができ、家庭生活や学習等との両立が図れるよう、年間活動計画等を作成する。

3 部活動を支える環境の整備

- (1) 部活動方針の策定
- 学校は、部活動方針を参考に「学校における部活動方針」を策定する。
- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、適正な数の部を設置する。その際には、安全かつ効果的な活動を確保するために、学校の方針にあった適格者がいる場合には、積極的に活用する。
- 部顧問は、年間及び毎月の活動計画及び活動実績を校長に提出する。

(2) 保護者との連携

- 年度当初に部活動の教育的意義や目標、活動方針・年間活動計画等を保護者に説明するとともに、毎月の活動計画・内容等を周知する。
- 傷病や事故発生時には、必ず保護者に連絡し、適切に対応する。
- 部活動に係る経費を徴収する場合は、できる限り保護者の負担を軽減するとともに、 適切な会計処理及び決算報告を行う。

(3) 部活動の編成等

- 人数が揃わず、活動が困難な部活動を有する学校は、その実状等を踏まえ、部の再編 や合同部活動等の適切な運用を図る。なお、その際には、生徒や保護者と十分な協議を 重ねて理解を得るとともに、合同チームの編成については、「香川県中学校体育大会に 関わる複数校合同チーム編成規定」等に準ずること。
- 校長は、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。また、大会等に参加する場合は、費用負担や交通手段等を保護者に十分に説明する。

4 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

- (1) 適切な休養日・活動時間の設定
- 休養日については、週当たり2日以上とし、月曜日から金曜日(以下「平日」)に1日以上、土曜日及び日曜日(以下「週休日」)に1日以上を設定する。なお、週休日に大会等があった場合は、休養日を他の日に振り替える。さらに、学校閉庁日は休養日とするとともに、定期テスト前や長期休業中等に、ある程度の休養期間を設定するなど、学習との両立や家庭・地域で過ごす時間を確保する。
- 1日の活動時間は、平日では2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、校長が必要と認める場合において、部活動延長を可とする。その際、部顧問は、保護者の承諾を確認し、校長に申請・承認を得なければならない。併せて、大会等の終了後に休養日を確保するなどの配慮を必ず行う。

(2) 指導上の留意点

○ 部顧問は、部活動指導にあたり、技術的な指導にかかる内容はもちろん、生徒の心と 体の健康面や良好な人間関係づくり、集団づくり等に十分に留意する。

- 校長のリーダーシップのもと、部顧問だけに指導を任せるのではなく、学校組織全体 で指導の状況把握に努め、必要な場合には校長が適切な指示を行う。また、部顧問間で 指導の内容や方法について、積極的に意見交換や情報共有をする。
- 体罰は、学校教育法でも禁じられており、いかなる場合においても絶対に許されない 行為である。また、指導に当たっては、体罰のみならず、生徒の人間性や人格を否定す るような発言や行為は許されないものであり、すべての部活動において、体罰・ハラス メントの根絶を徹底する。

5 安全管理・事故防止

- 部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や学校行事など と同様に生徒の安全に配慮しなければならない。日頃から校長のリーダーシップのもと、 生徒も含め学校全体で事故防止に対する意識を高め、最大限の注意を払い、安全管理に 努めることが大切である。
- 学年や個人差を十分配慮した段階的・計画的な指導を行い、部顧問が互いに連携し、 生徒の行動に目を配り、安全に活動できているかについて注意を払う。また、気象情報 や熱中症予防指数(WBGT)等に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した 活動を実施する。その際、活動の中止や、延期等、柔軟に対応する。さらに、施設・設 備・用具の定期的な点検と使用前後の点検を確実に行い、事故防止に最大限配慮する。
- 学校は、日頃から事故発生に対応できるよう、初期対応やAEDの使用方法など救急 対応マニュアルを共通理解し、緊急体制を確立する。